

# 道央廃棄物処理組合だより

千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町 令和4年3月発行

## ごみ焼却処理施設建設が順調に進む

千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町の2市4町は、日常生活に欠くことのできない施設である「廃棄物処理施設」の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理することを目的として、「道央廃棄物処理組合」を設立しました。

これまで2市4町が、それぞれの方法で処理していた焼却対象ごみを環境負荷の低減や経済的負担の縮減を目的として、現在建設中の「新たな焼却処理施設」で共同処理を行います。施設の建設には防衛省からの補助金を活用し、令和6年度からの稼働を予定しています。



## 共同処理のメリット

- ・ 処理施設の集約により、一定規模のごみ量が確保され、小規模な自治体単独では困難な高度な自動燃焼制御や豊富な稼働実績を有する信頼性の高い排ガス処理システムの導入が可能となり、安定的にごみを焼却することが可能となります。
- ・ 施設の集約により、ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを効率的に回収・利用する大規模な発電設備の設置が可能となり、発電量が増加し二酸化炭素発生量の削減が期待できます。
- ・ 施設の集約により、単独処理と比較して施設建設費や維持管理費の縮減が期待できます。

## 新たに最終処分場の共同処理に向けて

「道央廃棄物処理組合」を構成する2市4町では、各自治体で使用している最終処分場の残容量が減少し、将来的には最終処分場の建設等が想定されることや、数年後にはひっ迫する自治体もあることから、今後の最終処分場の共同処理に向け検討を行ってきました。

この検討の結果、令和3年10月までに各自治体の議会において組合規約に「最終処分場」を加える議決を得ましたことから、新たな組合事業として最終処分場の整備に向けて、令和4年度から第一段階である候補地選定のプロセスにはいります。

※ 組合規約の主な変更内容は、次のとおりです。

<変更前>

第3条 組合は、廃棄物焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

<変更後>

第3条 組合は、廃棄物焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。



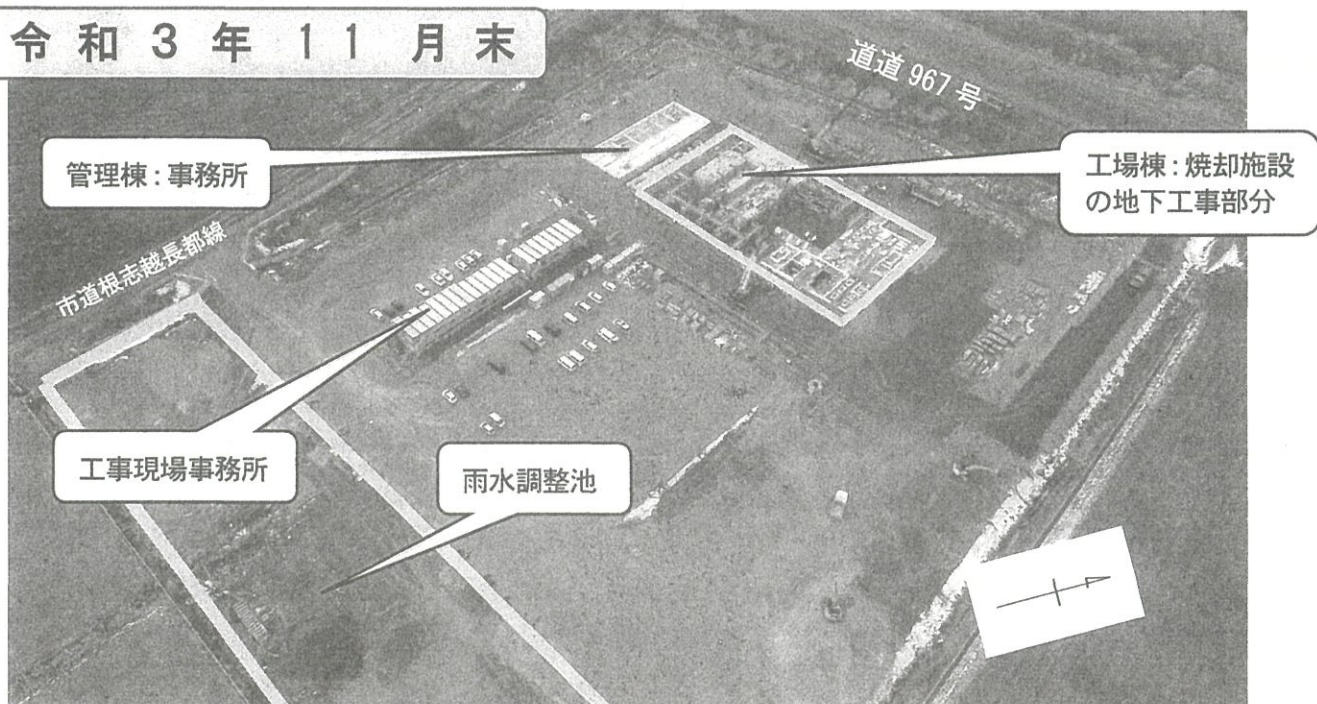
## 焼却施設建設工事の進ちょく状況

焼却施設建設工事は、令和6年4月の稼働に向けて工事を進め、令和2年7月から土工事、令和3年4月から建築工事が始まり、計画どおりに工事が行われており、令和3年度末の進ちょく率は、全体の約26%となります。

令和3年6月



令和3年11月末



編集・発行・問い合わせ先 **道央廃棄物処理組合**

〒066-0042 千歳市東雲町2丁目34番地6 千歳市西庁舎2階

TEL 0123-40-5300 FAX 0123-23-0053

E-mail info@douou53kumiai.jp ホームページ <http://www.douou53kumiai.jp/>